

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の
一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年4月8日
厚生労働省
保険局高齢者医療課

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案について、令和8年1月30日（金）から同年2月28日（土）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

その際、概要1（1）の事項については、別途改正を行うこととした旨お知らせしておりましたが、当該事項について、本日、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」を公布し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正いたしましたのでお知らせいたします。

また、お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	後期高齢者医療制度における高額医療費の増加に対し、本政令案では国庫負担の基準額を引き上げることで対応しようとしていますが、これは財政調整にとどまる対応であり、制度全体の持続可能性に対する抜本的な解決にはなっていないと感じます。 現役世代においては、高額療養費制度の見直し等により負担増や受診抑制が生じている一方で、高齢者医療について	本改正は、高額な医療費の増加に対する公費の在り方について見直すことを目的とした改正であり、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを行う目的の改正ではないことについてご承知いただけますと幸いです。

	<p>は高額医療費に対する公的負担の枠組みが維持・調整されており、「必要な医療へのアクセスを確保する」という制度目的が世代間で逆転しているように見受けられます。</p> <p>本来求められるのは、基準額の微調整や期限延長を繰り返すことではなく、世代間負担の在り方や給付の優先順位を含めた制度全体の再設計であると考えます。こうした先送りの積み重ねは、医療保険制度への信頼を損ない、結果として子ども世代・将来世代に過度な負担を残すことにつながる点を強く懸念しています。</p> <p>今後の検討においては、高齢者医療に限った個別調整ではなく、現役世代・将来世代を含めた世代間負担の公平性や、限られた医療財源をどのような医療に優先的に配分すべきかといった観点から、医療保険制度全体を俯瞰した再設計について議論が進められることを期待します。</p>	
2	<p>高額医療費負担対象額の基準を 80 万円から 85 万円へ引き上げることは、公費負担を縮小する措置であり、その結果として後期高齢者医療制度の財源構造上、現役世代の支援金や保険料負担の増加につながる可能性が高いと考えます。現役世代の負担はすでに限界に近く、更なる負担転嫁には強い懸念があります。</p> <p>また、病床転換助成事業の期限延長についても、医療から介護への移行を推進する方向性自体は理解するものの、十分な受け皿整備や質の確保が伴わないまま制度のみを延長</p>	<p>本改正では、高額医療費負担対象額の基準額を 80 万円から 85 万円へ引き上げることとしておりますが、それによる現役世代の方々の支援金及び保険料負担への影響は生じないものになります。</p>

<p>することは、かえって医療・介護双方の現場に負担を生じさせる恐れがあります。</p> <p>本来は、公費負担の在り方を含めた抜本的な制度設計の見直しや、無駄な支出の削減、医療費の適正化策を先行して検討すべきであり、単に負担構造を後ろにずらす形の改正には賛同できません。</p> <p>以上の理由から、本改正案については再検討を求めます。</p>	
--	--